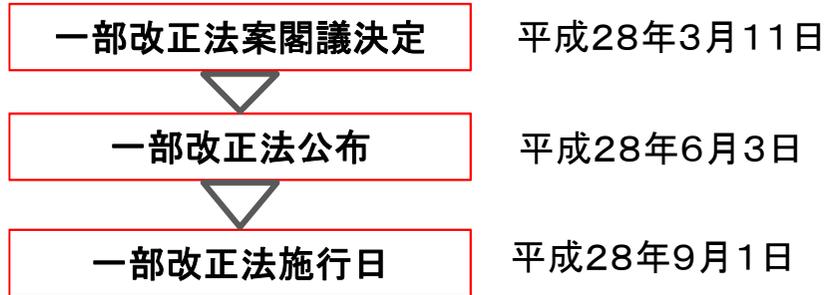


【安倍総理発言(抄)】
(平成27年10月20日 第16回国家戦略特区諮問会議)

「日本を訪れる外国の方々の滞在経験を、より便利で快適なものとしていかなければなりません。このため、旅館でなくても短期に宿泊できる住居を広げていく。過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大する。」



	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)	タクシー事業 (道路運送法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送 (登録制)	同左	事業用自動車による旅客運送 (許可制)
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客	全ての旅客
運送主体	市町村、非営利団体	同左	運送事業者
安全要件	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者 : 第二種運転免許又は大臣認定講習等 ○車両 : 車検期間は2年(初回は3年) ○運行管理 : 責任者の選任 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者 : 第二種運転免許 ○車両 : 車検期間は1年 ○運行管理 : 国家資格 ○役員 : 法令試験
実施手続	<ul style="list-style-type: none"> ○地域関係者による合意 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、運送事業者又は運送事業者団体、地域住民等(地域公共交通会議又は運営協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国家戦略特別区域会議による計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区担当大臣、地方公共団体の長、事業実施予定者等 ・計画策定にあたり市町村、事業実施予定者、運送事業者が別途事前協議 ○国土交通大臣の同意 ○内閣総理大臣による認定 	

衆議院 (平成28年4月26日)

- 1～3. (略)
4. 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、あくまでバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であり、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。
5. 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転者に第二種運転免許の取得者を充てるなど、安全の確保に万全を期すること。併せて、運転者や乗客が犯罪に巻き込まれないよう、タクシー事業者に準じた対策を講ずること。
6. 過疎地等において移動手段の確保を図るに当たっては、自家用自動車による有償運送はあくまで特例であることに鑑み、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシー等の活用についても併せて取り組むこと。
7. 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業は、あくまで非営利を前提に特例として認められる点に鑑み、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者で対応可能な場合にはこれを認めないこと。また、事業の実施に当たっては、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者との協議を十分に行うべく努めること。さらに、自家用自動車による有償運送が、いわゆる白タク行為となることを防ぐ観点から、事実上の営利事業とならないよう万全の対策を講ずること。
8. (略)

参議院 (平成28年5月26日)

- 1～3. (略)
4. 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。
5. 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転者に第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者に準じた対策を講ずること。
6. 自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。
7. (略)

自家用有償観光旅客等運送の通達の概要

項目	登録に関する処理方針等（関係通達）
路線又は運送の区域	区域計画に定められた路線又は運送の区域
使用する自動車	市町村、N P O等の実施主体が使用権原を有する自家用車 （ボランティア個人の持込み可能）
主な運送の対象	外国人観光客その他の観光客
運行主体	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施主体である場合は一般旅客自動車運送事業の許可を有している者に委託して実施可能 ・N P O等は実施主体自身で実施
安全な運転のための確認	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難な場合には、電話により確実に実施できる体制を確保 ・運行委託を行う場合は、運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする
旅客から収受する対価	<ul style="list-style-type: none"> ・実費の範囲内 ・国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること （路線を定める場合はバス運賃を目安。運送の区域を定める場合はタクシー運賃の概ね1 / 2を目安。あくまで目安であり、上限として定められているものではない。）
外国人観光旅客の利便確保	当該運送が公的に認められた運送であることがわかる文字（Authorized Private Car Service）を見やすく表示するよう努める
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・二種免許又は大臣認定講習 （一種免許の運転者の講習については、事業用自動車の運転者に準ずる内容）